







### 3

## 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で

本計画以後の計画は、平成 37 年（2025 年）に向け、前計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していくものです。

そのため、平成 37 年（2025 年）までの中長期的なサービス・給付・保険料水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



